２０２０年１１月６日
港荷労協・事務局 (岡部)

11/5　港荷労使専門委員会経過

１．20 春闘協定に於いて 62 歳定年延長確認書を締結したことから、退職金改定協議について港荷労使専門委員会を開催した。

労使専門委員会（退職金改定協議）は 2017 年 7 月 31 日に 14 春闘協定で退職金改定 2017 年を目途に改定協議・17 春闘協定では退職金改定 1 年を目途に改定協議としていたが、定年延長改定と密接な関係から保留としていた。

２．この経過を踏まえ、労側より次の考え方を示した。

（１）　港荷労使 14 春闘協定及び 17 春闘協定を踏まえ、20 春闘に於いて定年延長改定が締結したことから退職金改定協議に附していくべきとの考えを表明した。

（２）　また、春闘要求書項目にあるように 30 年 1,500 万円・35 年 2,200 万円・42 年 3,000 万円・45 年 3,500 万円としていることからそれに沿った改定協議を進めて行きたい旨表明した。

（３）　そして、日港労連・港荷労協の機関会議に於いて審議事項となるが 18 歳新規入社者が 65 歳定年を迎えると勤続 47 年となることから 21 春闘では 47 年 3,800 万円の要求を付け加えることになると示唆した。

３．これに対し業側より、退職金改定については 17 春闘協定の経過があるものの現在の状況は大きく変わっている。また、日港協と全国港湾・港運同盟に於いて産別最低賃金統一回答問題によって港荷労使に於いても賃上げ統一回答は個別対応を図ってきた経過がある。

そのことから、退職金改定に於いても独禁法に抵触する可能性を秘めていることから解決に向け、現在模索しているところであることから時間を貸して貰いたいとあった。

4. 労側より次の考え方を表明した。

(1)　時間を要したいことについては了承とするが、産別では最低賃金統一回答に特化した独禁法問題であり他項目については問題ないが無いはずであると示した。

(2)　また、港荷労使に於いて 62 歳定年延長確認を締結したのだから、段階的にでも 21 春闘までに解決していく項目として取り組むべきであると申し入れた。

5. 以上の経過のうえ、本日の労使専門委員会を終了した。

以　上